

平成 16 年 1 月 9 日

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第 15 条第 3 項に基づく検査命令を輸入者に対して実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯等
ベトナム産味噌 (別途指示する特定の製造業者により製造されたものに限る。)	サイクラミン酸(*)	今般、輸入者による自主検査の結果、我が国で使用が認められていない添加物であるサイクラミン酸の検出が確認されたため、検査命令を実施するものである。

(*) 甘味料

<参考 1>

違反事例

品名：味噌(TUOMG DEN)
製造業者：CO SO DAI THUAN
輸入者：有限会社オン・アンド・オン
届出数量及び重量：10ケース、180 kg
検査結果：サイクラミン酸 2, 500 μ g/g (基準：含有してはならない。)
届出先：横浜検疫所
違反確定日：平成16年 1月 7日
貨物の状況：全量、保税倉庫に保管中(廃棄又は積み戻し等の指示済み。)

<参考 2>

① ベトナム産味噌の輸入実績

(平成15年1月1日～12月31日：速報値)

届出件数	届出重量(kg)	違反件数	届出重量(kg)
5	954	1	180

② ①のうち CO SO DAI THUAN 社製造の輸入実績

(平成15年1月1日～12月31日：速報値)

届出件数	届出重量(kg)	違反件数	届出重量(kg)
2	360	1	180